

(3) 協議

③小中一貫教育校の推進にあたって

(イ) 教員免許の在り方

◇ 教職員免許・採用に関して

- ① 優遇措置として考えられること
- ② 義務教育卒等の採用について
- ③ 教員免許について

＜子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）平成26年12月22日中央教育審議会より＞

- 現職の教員が隣接免許状を取得する場合、（中略）教員個人の経験や能力に応じて従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。
- 現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるような認定講習などを一層充実させる取組を行う必要がある。

④ 人事交流について

- 異動方針の中に小中一貫教育の考え方を盛り込み、積極的に、小学校と中学校との間で人事交流を図っていくことが考えられる。

⑤ 現状での運用について

- 小学校高学年で教科担任制を実施する。
- 兼務発令は中学校から小学校への乗り入れ授業等を行う際に考えていく必要がある。

＜小中一貫教育校の在り方検討会議一次報告より＞

平成26年12月中央教育審議会答申によれば、小中一貫教育校の教員について、小学校及び中学校教員免許状の併有を原則とすることが適当であるとされている一方、神奈川県においては、小中両免許を併有している教員数は、全国より少ないという状況がある（図20）。

図20 「小中両免許併有教員の割合」

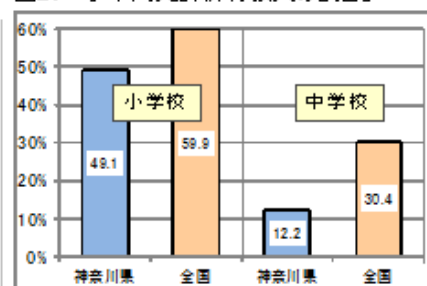


図20〔出典〕平成26年度「小中一貫教育等についての実態調査」（文部科学省）

<子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）平成26年12月22日中央教育審議会より>

7. 教員免許についての取扱い

（前略）小学校及び中学校教員免許状の併有率は地域によりばらつきが見られることなどを踏まえると、小中一貫教育の推進のためには、当分の間、どちらか一方の免許状を有することをもって相当する課程（小学校教諭免許状を有する場合には小学校課程、中学校教諭免許状を有する場合には中学校課程）の指導を可能とする経過措置を設けることが必要である。この際、小学校及び中学校教諭免許状のどちらか一方を有する場合の指導範囲については、教科担任のみならず相当する課程の学級担任としての指導（道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導）を可能とすることが不可欠である。

一方、小中一貫教育学校（仮称）においては、例えば指導力に優れた教員や教科等に関する専門性の高い教員、小中連携や小中一貫による教育に関する経験の豊富な教員など多様な教員の配置が進み、これらの教員が学校内において幅広く活動できるようになることが求められる。そのため、教員が多様なキャリアパスや優れた能力を通じて小中一貫教育学校（仮称）で活躍できる環境を整える必要がある。

現在、現職の教員が隣接免許状を取得する場合、所定の講習等において必要な単位を修得することとなっており、例えば、3年の勤務経験のある小学校教員が中学校教員免許状を取得するためには14単位、3年の勤務経験のある中学校教員が小学校教員免許状を取得するためには12単位、それぞれ必要とされている。今後、小学校及び中学校教員免許状の併有を進めるためには、この制度について、例えば取得する免許状に関連する教職経験等を勘案して単位数を軽減するなど、都道府県・市町村教育委員会の判断を踏まえつつ、教員個人の経験や能力に応じ、従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。加えて、現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるよう、大学や都道府県等における認定講習等を一層充実させる取組を行う必要がある。この際、国においては、例えば小学校及び中学校教員免許状併有のための認定講習、通信等を活用した認定講習などに関するモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及させることが期待される。

また、小中一貫教育における利点の一つは、小学校における専科指導を充実できることである。このため小中一貫教育における利点の一つは、小学校や小中一貫教育学校（仮称）の小学校課程において、中学校教員による専科指導が一層促進される措置を講じるとともに、他校種における指導範囲の拡大の必要性について検討を進める必要がある。併せてどちらか一方の免許状を有する者が、免許状を有していない教育段階においてもより一層活躍できるよう、既存の制度の活用も含め様々な取組を講じていくことが重要である。

なお、小学校、中学校及び小中一貫教育学校（仮称）の全ての学校において指導が可能な教員免許状等を創設することについては、今後の小中一貫教育の定着状況、教育課程の特例措置の活用状況なども考慮し、また、これからの学校を担う教員に必要な力を身に付けさせるための養成・採用・研修の在り方といった大きな視点から、教員養成部会において引き続き検討を行うことが適当である。（後略）